

(表)

自動車整備・販売等事業者 様
損害保険会社 様

大雨災害による自動車の廃車・修理等に係る事実証明のお願い

日頃は、豊川市政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

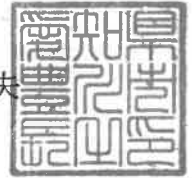
さて、この度本市では、令和5年6月2日に発生した大雨災害により、日常生活のために所有または使用していた自動車が水没等の被害にあわれた市民の方に対し、災害見舞金を支給することといたしました。

つきましては、見舞金の支給に必要なため、お客様の自動車について、先の大
雨災害により「廃車」又は「修理・点検」した事実を証明していただきますよう
お願いします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、被災者支援のためご協力を賜りますようお願い
申し上げます。

令和5年7月

豊川市長 竹本 幸夫



廃車・修理等の事実証明書

証明日 年 月 日

豊川市長 殿

証明者 所在地
名 称
代表者氏名
電 話

次の自動車は、令和5年6月2日の大雨災害により被害を受け、廃車又は修理・
点検をした事実があることを証明します。

自動車登録番号	
自動車の所有者又は使用者 ※申請者となる方の氏名を記載してください。	様
廃車又は修理・点検の別	<input type="checkbox"/> 廃車 <input type="checkbox"/> 修理・点検 (買換え・名義変更を含む) (費用を要したもの)
廃車又は修理・点検の実施日	年 月 日

○見舞金制度の概要は、裏面をご確認ください。

(裏)

自動車販売・修理等事業者 及び 損害保険会社のみなさまへ

豊川市水没等自動車災害見舞金の概要

令和5年6月2日に発生した大雨により、日常生活のために所有または使用していた自動車が浸水被害にあわれた方に対し、水没等自動車災害見舞金を支給します。

1 申請できる方

災害当時、市内に在住の「個人」

※自動車の「所有者」または「使用者」が個人の方が対象です。

「法人」は対象ではありません。

2 対象となる自動車（次の①と②のどちらにも該当する自動車）

①自家用の自動車（日常生活で使用していた自動車）

※大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型特殊自動車、小型特殊自動車は対象外です。

※災害当時に、自動車検査証が有効なものに限ります。

②大雨災害により廃車(買換え、名義変更を含む)した、または修理・点検で費用を要した自動車

3 見舞金額

廃車 : 1台あたり3万円

修理・点検 : 1台あたり1万円

4 申請受付期間

令和5年8月1日（火）から令和5年11月30日（木）まで

5 その他

(1)水没等により、「廃車(買換え・名義変更を含む)」または「修理・点検で費用を要した」ことが条件ですので、その事実がない場合は、証明しないでください。

(2)リース契約や自動車ローンにより「所有者」が法人等であった場合でも、「使用者」が個人であれば対象です。

(3)複数台の自動車を「所有」または「使用」している方には、台数分の見舞金を支給しますので、対象となる自動車1台につき1枚の証明書を作成してください。

ご不明な点がございましたら、以下の連絡先へお尋ねください。
豊川市役所 災害支援窓口 電話：0533-56-2349